

# バイト先から源泉徴収票をもらった

## 【質問】

現在、大学生でアルバイトをしています。毎月の収入はこのアルバイト代のみで月 10 万円ほどです。先日アルバイト先から『源泉徴収票』というものを渡され、「手続きは自分でして下さい」と言われました。何をすれば良いのかわかりません。

## 【答え】

『源泉徴収票』には、その年の 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日）に得た個人の所得（給料等）と、それに対してかかる税金（所得税）が記載されています。

所得税は、アルバイトであっても一定の収入があれば納めなければいけません。会社で働いたりアルバイトをしていると毎月の給料から所得税（見込み額）が控除されています。12 月の給料が支払われるとその年 1 年間の給料額が確定し、所得税の額も確定します。毎月控除されていた所得税（見込み額）の合計と、1 年の終わりに確定した所得税（確定額）との差額を調整する必要があります（**年末調整**）。毎年最後の給料を支払う時に会社が精算をしてくれますが、「アルバイトさんは自分で手続きをして下さい」と言われることもあるようです。その場合は会社から渡された『源泉徴収票』を持って自分で税務署に行って手続きをする必要があります（**確定申告**）。

所得税を納めなければいけない一定の収入額は一般的に 103 万円ですが、大学生等の場合（**所得税法上の勤労学生\***）は 130 万円となります。ご質問のように、大学生アルバイトで月 10 万円の収入であれば、1 年間の総収入は 120 万円となり所得税はかかりません。（ただし、家族の扶養になっている場合に 103 万円を超える収入があると扶養から外れるため、家族が支払う税金額が増える可能性があります。）会社から渡された『源泉徴収票』には、「支払金額」に 1 年間の収入額、「源泉徴収税額」に見込みで控除した所得税が書かれているだけだと思います。支払う必要のない所得税を仮払いしている状態なので、「源泉徴収税額」に書いている金額が全額戻ってきます（**還付**）。

※所得税法上の勤労学生（夜間学生や通信教育学生も含む）

- 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など
- 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの
- 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの

以上のいずれかの学校に当てはまるかどうか分からないときは、通学している学校の窓口で確認してください。また、例えば 1 年間に複数のアルバイト先がある場合でも、収入の合計が 130 万円以下である場合は還付されますので、それぞれのアルバイト先に源泉徴収票を発行してもらおうよう頼みましょう。5 年前まで遡って還付請求することも出来ますので該当する場合は、税務署で手続きをしましょう。

## 【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 1 年間の収入が一定額以下であれば源泉徴収票を持って税務署で手続きをしましょう。
- ❖ 家族の扶養になっている場合は、アルバイト収入によっては扶養から外れる事になり家族が支払う税金が増える可能性があります。
- ❖ 手続き等で分からない事があれば税務署に相談しましょう。